

飯田市教育委員会施設等総合管理計画の改訂について

飯田市教育委員会 教育政策課

1 計画の背景

飯田市は、全公共施設の今後の整備・管理方針を定めた「飯田市公共施設等総合管理計画」を平成28年12月策定した。これを踏まえ教育委員会では、教育委員会が所管する施設の改修等を計画的に実施するため、令和3年3月「飯田市教育委員会施設等総合管理計画」（以下「本計画」という。）を策定した。

本計画の策定から5年経過するなか、計画策定以降の状況変化、各施設の劣化状況の調査結果等を踏まえ、本計画を一部修正するとともに、令和8年度から令和12年度の後期5カ年の各施設の「実施計画」を策定する。

2 計画の目的

本計画は、教育委員会施設における現状と課題を分析した上で、計画的な施設改修を実施することで施設の長寿命化を図るとともに、施設利用者のニーズに対応するために必要な改修を計画的に実施することで、施設利用環境の改善を図ることを目的とする。

3 計画の概要

(1) 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間。

各施設の具体的な整備に関する「実施計画」の計画期間は5年間。

- ・前期計画：令和3年度から令和7年度まで
- ・後期計画：令和8年度から令和12年度まで

(2) 対象施設

教育委員会が所管する全施設、計178施設

(3) 計画の位置付け

本計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」、「文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）」に定められた地方公共団体が策定する「個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）」に該当。

本市においては、「飯田市公共施設等総合管理計画」の個別計画に位置づく。

4 教育委員会施設の現状と課題

教育委員会施設量は、飯田市全体の約50%以上(面積割合)を占め、多くの施設を管理している。学校、公民館、社会体育施設など大半の施設で耐震化を完了しており、屋根外壁の改修工事や給水配管の更新など大規模な改修や緊急的な改修を実施しているが、多くの施設が建設から30年以上経過し老朽化が進むなか予防的な工事を実施し、施設を安全・安心な状態に維持していく必要がある。

また、ユニバーサルデザインへの対応など時代の変化に沿った利用者目線での施設整備や、脱炭素社会（ゼロカーボン）への取組といった新たな視点を踏まえた対応が必要となる。

5 施設整備の基本的な方針

(1) 事後保全型の改修から予防保全型の改修への転換

施設の老朽化を定期的（5年に1度）に調査することで、事後保全型から予防保全型の改修へ切り替え、施設を長く利用していくための整備を計画的に実施。

(2) 時代の変化に対応した施設環境の整備

ユニバーサルデザインへの対応など時代の変化に合わせた利用者目線での施設整備や、ゼロカーボンへの取組など新たな視点を含めた施設整備を実施。

(3) 法令等を踏まえた維持管理の徹底

法令点検等の実施や日常的な管理の徹底。

(4) 工事・改修等の改修履歴の整備

個別施設ごと工事・修繕履歴(施設カルテ)を整備。

(5) 施設量の最適化への取組を実施

飯田市公共施設等総合管理計画等に合わせ施設量の最適化を検討し、実施。

6 前期の振り返り、課題

「実施計画」に掲載した事業は、着手率は90%以上、完了率も80%以上となっているが、未完了の施設もあり、他の施設も老朽化が進んでいるため、引き続き計画的な改修を行う必要がある。

7 改訂の趣旨

本計画は令和3年度から令和12年度の10年間の計画のため、計画の根幹となる施設整備の基本的な方針や、基本的な方針等を踏まえた施設整備の考え方等是不変更しない。

この度の改訂の趣旨は、計画策定から5年経過するなかで、本計画に関連する計画等の変更等に伴う修正、人口、財政状況、児童生徒数、施設利用者数など基礎的な数値や維持更新コストの推計値を最新の状況に修正するといった「時点修正」と各施設の「実施計画」が今年度までの計画となっているため、前期5年間の改修等の実績、昨年度実施した各施設における施設の劣化状況調査、市民の要望等を踏まえ、次年度からの後期5年間の「実施計画」の策定となる。

8 実施計画の策定

(1) 策定の考え方

各施設の担当課において、施設を目指すべき姿とその実現に向けた施設整備方針に基づき、前期5年間の改修等の実績、施設の劣化状況調査の結果、市民などからの要望等を踏まえ、次期5年間で整備等を優先的に実施する施設を精査し、改修等に着手する事業を「実施計画」に位置付ける。

また、施設改修にあたり交付金や起債など有利な財源を活用するため、対象となる整備事業を「実施計画」に位置付けている。

(2) 各施設の実施計画

各施設の実施計画は、各施設の施設整備方針における予防保全型改修事業と、時代の変化に対応した環境改善事業において、後期5カ年で実施する事業を掲載している。

各施設の実施計画は、資料No.6-3を参照。